

不利益処分

処分名	行政財産の使用許可の取消し
根拠法令	地方自治法第238条の4第9項
所管課	財政課

1 処分の内容

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第2項の許可の取消し

○ 参考

地方自治法 第238条の4第2項

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付けることができる。

2 処分の要件

地方自治法 第238条の4第9項の規定に該当する場合で

- (1) 公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき。
- (2) 許可の条件に違反する行為があると認めたとき。

○ 参考

地方自治法 第238条の4第9項

- ・ 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。